

新クレジット制度の在り方について（骨子案）

1. はじめに

- ・国内クレジット制度は、中小企業等の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進することを目的として 2008 年度に運用が開始された。2008 年 10 月の制度開始以来、2009 年度末には、承認事業が 297 件、クレジット認証が 3.6 万 t-CO₂ であったのが、2011 年度末には、承認事業が 1,037 件、クレジット認証が 44.9 万 t-CO₂ となっている。また、制度開始当初に目的としていたような、大企業が自主行動計画の目標達成のために活用するという用途に加え、CSR 活動やカーボン・オフセット等にも活用される機会が増えている。
- ・J-V E R 制度は、カーボン・オフセット（イベントや事業活動における自らの排出量を他の場所の削減量（クレジット等）で埋め合わせて相殺すること）の仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進することを目的として、2008 年度に運用が開始された。2008 年 11 月の制度開始以来、2009 年度末には、登録プロジェクトが 26 件、クレジット認証が 1.5 万 t-CO₂ であったのが、2011 年度末には、登録プロジェクトが 201 件、クレジット認証が 29 万 t-CO₂ となっている。
- ・上記のとおり、国内クレジット制度、J-V E R 制度とも着実に実績を伸ばしており、国内における温室効果ガスの排出削減・吸収の推進に貢献してきた。

2. 2013 年度以降のクレジット制度についての基本的な視点

- ・2013 年以降の地球温暖化対策について、現在、エネルギー・環境会議が定めた基本方針に基づき、本年夏を目途に戦略をまとめられるよう、政府において検討が進められている。2013 年以降、新たな国際的枠組みが構築されるまでの間においても、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進していくことが必要である。
- ・当該基本方針においては、民間資金を活用した省エネ・再エネの需要を喚起し、新市場を創出するグリーン・イノベーションを推進し、排出削減を経済成長に結びつけるグリーン成長を目指すこととしている。
- ・この中で、クレジット制度は、クレジットを媒介とした資金・技術の還流や地域における連携体制の構築等により、事業者の投資促進や地域活性化につ

ながら面を有しており、こうした取組をさらに進めることができるよう、2013 年以降もクレジット制度を継続することが必要である。

参考)「(京都議定書第二約束期間に参加しないからといって) 国内の対策が緩むことが絶対にあってはならない。」(2011 年 12 月 22 日環境委員会細野大臣答弁)

- ・ こうした中、経団連は、平成 21 年 12 月に、現在の自主行動計画に続く新たな計画として、国内の企業活動における 2020 年までの削減目標の設定などにより構成される「低炭素社会実行計画」を策定し推進していくことを宣言しており、2013 年度以降も産業界は積極的な取組を進めていくことを表明している。
- ・ また、これまで我が国における C S R やカーボン・オフセットの取組は拡大してきており、C S R やカーボン・オフセットを目的とした国内クレジットや J－V E R の償却件数は、2010 年度以前は 207 件であったのに対し、2011 年度は 428 件と大きく伸びている。また、報道発表の情報におけるカーボン・オフセットの仕組みを利用したと思われる取組は、2008 年末時点では、約 500 件であったのが 2012 年 1 月時点では、累積で約 1,100 件(2012 年 1 月末時点)に達している(環境省「平成 23 年度カーボン・オフセットレポート」)。2013 年度以降も、消費者の環境や地域活性化への関心の高まりを背景に、地域の祭りやイベント等における活用から、全国展開する企業による商品・サービスを介した活用まで、引き続き相当のニーズが存在すると考えられる。また、東日本大震災からの復興支援のため、被災地で創出されたクレジットをオフセットに使用するといった取組等新たな広がりを見せている。

3. 現行の国内クレジット制度、J－V E R 制度の評価

○国内クレジット制度の評価

- ・ 国内クレジット制度は、中小企業の排出削減を進めることを目的として開始されたが、中小企業だけでなく、プログラム型排出削減事業の仕組み等により、家庭部門の取組も促すものへと発展した。
- ・ 国内クレジットの活用についても、当初目的としていた大企業の自主行動計画の目標達成のみならず、C S R 及びオフセット目的で活用されるようになった。
- ・ 制度利用者からは、「環境に優しいことをしているという P R 効果」「クレジットを売却したことによる収益」等のメリットが挙げられた一方、「事業計画を作成するのに手間がかかる」「(売り手にとって) クレジットの価格が安い」

「クレジットを活用できる仕組みが少ない」等の不便な点が挙げられた。また、制度の継続に当たっては、手続の簡素化、補助事業の継続、創出したクレジットの需要が増える仕組み、一般に理解しやすい制度とすること、自主行動計画非参加者だけでなくすべての参加者を対象にすること等の要望が寄せられている。

○Ｊ－ＶＥＲ制度の評価

- ・Ｊ－ＶＥＲ制度は、市民・企業から信頼性の高いオフセット・クレジット制度として、カーボン・オフセットの取組を促進できるよう設計・運営されており、イベントでの活用や商品の販売促進等により、収益の増加だけでなく、企業イメージの向上や社員教育にも役立っている。条例において企業の削減目標に活用できるようにしている自治体もある。
- ・特に森林吸収プロジェクトでは、中山間地域の地域経済の活性化や震災被災地の復興に資することが期待される取組も見られる。また、制度利用者からも森林吸収プロジェクトのメリットや継続を求める意見が挙げられた。
- ・制度利用者からは、「地域活性化に貢献できた」等のメリットが挙げられた一方、「事業の登録や認証に時間がかかる」、「クレジットの買い手を見つけるのが困難」「(買い手にとって)クレジット価格が高い」等の不便な点が挙げられた。また、制度の継続に当たっては、手続の簡素化、創出したクレジットの需要が増える仕組み、一般に理解しやすい制度とすること、認知度の向上等の要望が寄せられている。

4. 国内クレジット制度とＪ－ＶＥＲ制度の統合の是非

○国内クレジット制度とＪ－ＶＥＲ制度の統合の是非

- ・国内クレジット制度とＪ－ＶＥＲ制度は、異なる目的の下、別々の制度として開始したが、両制度の活用機会の増加に伴い、方法論の内容等で共通する部分が増えてきているほか、国内クレジット制度もカーボン・オフセット目的に活用されるようになる等、活用目的も近接するようになった。
- ・このため、制度に参加しようとする事業者等にとっては、クレジットを創出する制度が併存していることにより、どちらの制度を利用すべきか分かりにくいという状況が存在している。
- ・こうした分かりにくい状況を解消し、活性化を図るうえで、2013 年以降のク

レジット制度の継続に当たっては、両制度が統合されることが望ましい。

- ・事業者の利便性という観点から、国内クレジット制度とJ-V E R制度を統合することに賛成である。(棕田委員)
- ・各委員の発言を踏まえ、国内クレジット制度とJ-V E R制度の統合を前提として議論を進めたい。(茅委員長)

○新制度の理念

- ・新制度の設計に当たっては、現行の両制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。
- ・環境の観点からみて信頼が得られるものとするとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度とする。
- ・地域の取組やクレジットの地産地消を後押しするような制度とする。
- ・国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。
- ・新クレジット制度の在り方として、環境十全性及びクレジットの信頼性を確保することが重要であると考え。他方で、制度を活発化させていくためには、使い勝手にもある程度配慮する必要がある。(大塚委員)
- ・J-V E R の特徴的な点は一部山間地域の振興のツールや、地域間交流のツールにもなっているということで、地域としてはこのJ-V E R 制度は地域を元気にする仕組みの1つとして十分使われている。(田海委員)
- ・現在日本が置かれている状況を踏まえると、2013 年度以降の環境政策は、これまでに以上に環境と経済の両立を図ることが非常に重要である。(松橋委員)
- ・新クレジット制度では、企業の温暖化対策を後押しする使い勝手のよい制度にしてほしい。(棕田委員)
- ・新クレジット制度の在り方としては、国際的な広がりも、地方自治体への広がりというものも含めて使いやすく適用範囲を広いものにすることに関心があると承知。(茅委員長)
- ・この統合された制度を国際的にどう広げていくかということも今後の課題。(小林委員)
- ・世界との互換性という観点でいくと、農業部門の排出削減・吸収対策はきわめて重要な位置づけにある。(荘林委員)

5. 上記を踏まえた統合の検討に当たって解決すべき論点

○運営の体制について

- ・国内クレジット制度においては、運営、方法論の承認、クレジットの認証を国内クレジット認証委員会の一つの委員会で行っている。これは、一つの委員会で制度運営を行うことで、議論の一貫性を担保し、効率的な制度運営を行うことをその趣旨としている。また、方法論の承認に当たってのパブリックコメントや、承認排出削減事業計画や国内クレジットの一覧の公開等によって透明性を確保するとともに、認証委員会委員宛てに計画案等を事前送付することにより、専門的知見による排出削減事業やクレジットの適切性を担保する十分な時間の確保にも努めている。
- ・一方、J－VER制度においては、制度文書の決定等を行うJ－VER運営委員会、プロジェクトの登録、排出削減・吸収量の認証等を行うJ－VER認証委員会、方法論の審議を行う技術小委員会の3つの委員会で運営を行っている。技術小委員会は、方法論の追加、見直しについて技術的観点から審議を行うために設置したもの。制度開始時は、認証運営委員会と方法論パネル（現在の技術小委員会）として運営していたが、プロジェクトの増加に伴い、審議件数が増加したこともあり、個別の登録及び認証を行う認証委員会と、第三者の独立した視点から制度を運営する機能を集約した運営委員会とを分離して設置。
- ・新制度における体制については、クレジットの信頼性の担保、専門的知見の集約、透明性の確保、事務局の役割分担の明確化、各省にまたがる事務局の運営の容易さ、迅速性等の観点から検討すべき。
- ・運営体制については、テクニカルな問題なので、各省で検討いただけるとありがたい。
(松橋委員)

○制度の対象者

- ・国内クレジット制度は、主として大企業が自主行動計画の目標達成に活用することを目的として制度が開始されたことから、自主行動計画参加企業間でクレジットの取引が行われることでダブルカウントが生じ、目標達成の信頼度が損なわれることがないように、自主行動計画の参加者以外に対象者を絞っている。

(注) たとえば、自主行動計画に参加しているA社が排出削減事業者として国内クレジット

トの認証を受け、そのクレジットを同じく自主行動計画に参加しているB社に売却した場合において、A社が実排出量を、B社がクレジット充当後の排出量を報告した場合に
はA社の創出したクレジット分がダブルカウントとなる。

- ・他方、J－VER制度は、カーボン・オフセットの仕組みを活用して国内における排出削減・吸収を一層促進することを主な目的としていることから、そのような制限がない。
- ・上記を踏まえ、対象者の範囲については、経団連において策定が進んでいる低炭素社会実行計画の参加者が創出する等クレジットのダブルカウントを避けることが必要な場合、活用先をCSR、カーボン・オフセットへの活用に限定する等の制限を設ける等、クレジットの活用先と合わせて検討する必要がある。
- ・**また、活用先に制限を設けつつ排出削減事業者の間口は広げておくことも重要である
と考える。(宮城委員)**

○環境価値の正確な把握と事業者の利便性のバランス

＜MRVについて＞

- ・国内クレジット制度は、排出削減量の認証に当たっては、民間有識者からなる第三者認証機関が京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行っているが、審査機関及び審査員は、ISO14064-3や国際保証業務基準等を参考に策定したガイドラインに基づき審査・実績確認を実施することとしている。
- ・J－VER制度は、排出削減・吸収量がクレジットと呼ばれる商品として捉えられ、市場で流通するものであり、取引を安心して行えるよう、国際的な考えとも整合を保ちつつ、常に高いレベルで安定した品質が確保された制度から産まれたものでなければならないという目的を達成するため、JIS Q 14064-2 及び JIS Q 14064-3 に準拠したMRVガイドラインを策定し、また、JIS Q 14065 の認定を妥当性確認機関及び検証機関の要件としている。
- ・事業者の利便性に配慮しつつ、国際的に認められる制度とするという観点からISOを視野に入れた制度設計や信頼性の高いMRV手法の確立が必要ではないか。

- ・新クレジット制度が国際的に評価される取組とするためには、ISOを視野に入れた制度設計が望ましい。(新美委員長代理)
- ・環境十全性、あるいはクレジットの信頼性というのが非常に重要。具体的には環境価値を適切に確保するという観点から、MRVをしっかりとやるということが非常に重要であり、ダブルカウントはしないようにしていくというのが非常に重要。(大塚委員)

＜ダブルカウントについて＞

- ・「ダブルカウント」として想定されるものは、①同一事業からの二重認証、②政府の目標達成計画における削減効果の重複計上、③環境価値の二重使用の3パターンが考えられる。

(注) なお、毎年国連気候変動枠組条約事務局に提出している日本全体の温室効果ガス排出量の算定結果としては、下記の政府の目標達成計画や算定・報告・公表制度とは、別の計測の結果を報告しているため、ダブルカウントの問題は起こっていない。

また、以下の論点のいくつかは、現行の制度においても存在している。

- ・①同一事業からの二重認証については、たとえば一つの事業を国内クレジット制度とJ-V E R制度との両方に登録する場合が考えられるが、現在、両制度において重複事業の登録を認めておらず、また、新制度の発足によって案件重複のおそれは解消される。ただし、他のクレジット制度との重複認証については防止策を講ずる必要がある。
- ・②政府の目標達成計画においては、自主行動計画の排出削減見込み量の他に国内クレジットによる排出削減分も計上しているために、双方の削減効果について目標達成計画上ダブルカウントが生じ得る。このため、計画策定時には、大企業等の目標引き上げ等を促していくことでダブルカウントの解消を図ることとした。

(注) ただし、目標達成計画の評価の際には、各取組の効果を足し上げることはしていないため、全体の評価においてはダブルカウントの問題は起こっていない。

また、別途目標を定めている森林吸収源対策については、ダブルカウントを避けるため、国内クレジット制度の対象事業として認められていない。

こうした政府の目標達成計画におけるダブルカウントの防止については、今後検討される新たな政府の計画において適切に対応すべきであるが、森林吸収源対策が現行の計画と同様の位置付けとなる場合、新制度の森林吸収クレジットの取扱いについては、大企業等の削減目標達成とのダブルカウントや国際的に算定・報告される森林吸収量との整合の問題が生じると考えられる。

- ・③環境価値の二重使用については、例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく算定・報告・公表制度の対象者がクレジットを創出した場合に、当該創出者が削減後の実排出量を報告し、当該クレジットを購入した他の者が当該クレジットを調整後排出量の報告に用いる場合、同じ削減効果を二重に主張することとなる。算定・報告・公表制度においては、クレジット創出者がクレジット分を加算する時期や方法等について創出事業者の事務的負担が大きいことから、加算しないこととしている。なお、J－V E R制度においては、本来、ダブルカウント防止の観点からは、クレジット創出者が当該クレジット譲渡量分を排出量とみなし、上乗せして報告することが適切であるとしつつ、当面の措置として、温対法の報告様式の備考欄に当該譲渡分に関する情報を記入する等の情報開示により代替することとしている。

・新制度において、制度の信頼性の確保や事業者の利便性への配慮についていかに考えるべきか。

- ・環境十全性、あるいはクレジットの信頼性というのが非常に重要。具体的には環境価値を適切に確保するという観点から、MRVをしっかりとやるということが非常に重要であり、ダブルカウントはしないようにしていくというのが非常に重要。（大塚委員）
- ・ダブルカウントというのは、国内制度がもしきちんとあれば、それに沿って判断していけばいいが、国内制度がないため、その中でどういう判断をしていくかということがここでの議論になる。（新澤委員）
- ・ダブルカウントの防止等については、あまり理念論だけでやらないで、ぜひ個別具体の論点にしたがってやっていただきたい。（松橋委員）

○クレジットの活用先

- ・現行の両制度の活用先は以下のとおり。
 - ✓ 自主行動計画
 - ✓ 温対法に基づく算定・報告・公表制度における調整後排出量の報告
 - ✓ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における共同省エネルギー事業の報告
 - ✓ C S Rを目的としたカーボン・オフセット
- ・クレジットの需要を喚起し、制度を活性化するため、新制度のクレジットの活用先は幅広く考えるべき。
- ・低炭素社会実行計画や、C S R、カーボン・オフセットへの活用を含め現行

の活用先は維持される制度とすべき。

- ・ 低炭素社会実行計画の参加者が創出したクレジットや、森林吸収プロジェクト由来のクレジットについては、これらが大企業等の削減目標達成に用いた場合、ダブルカウントの問題が生ずる。このようにダブルカウントを防止すべきと考えられるものについては、活用先をCSR、カーボン・オフセットに限定すること等が考えられる。
- ・ 2013年度以降、経団連では、現在の自主行動計画に続く新たな計画として低炭素社会実行計画を策定することを想定しており、クレジットの活用先の一つとして位置づけることが重要であるとする。（棕田委員）
- ・ 利用者の立場から使いたいものであることが重要であり、活用先を広げる方向でクレジットに種類があっても良いのではないかと。（宮城委員）
- ・ 一般の消費者は、いろいろな評価軸でかなり中身を見ているので、消費者が魅力を感じるような、それぞれのクレジットの特色を出すような目印をつけるのも一案ではないかと。（新美委員長代理）
- ・ 森林吸収プロジェクトは、排出削減プロジェクトとは異質なものだとするが、制度の活性化という観点からは、同じ制度に位置づけるのが望ましい。（松橋委員）

○方法論及び対象プロジェクト

＜設備の新設に関する方法論について＞

- ・ J-VER制度では、省エネプロジェクトにおけるベースラインの設定において、当該設備の新設・増設が不可避なものであるかどうかの客観的な判断が困難であることやプロジェクト実施後に実排出量が増加することを踏まえ、一般消費者から見た信頼性を損なうことがないように、保守的に新設・増設プロジェクトを認めていない。
- ・ 他方、国内クレジット制度においては、設備を新設する事業の場合、標準的な機器（機器の普及状況や経済性等を踏まえ、一般的に導入されるであろう機器）をベースラインとすることによって、その差分をクレジットとして認証している。これは、いずれにしても機器を新設する必要がある場合、標準的な機器に比べて高効率な機器を導入した方が温室効果ガスの排出量は削減されとの趣旨に基づくものである。
- ・ ベースライン&クレジットの考え方と実排出削減との関係について、投資インセンティブ及び保守性の観点も考慮しつつ、整理する必要がある。

＜追加性判断・ポジティブリスト方式について＞

- ・国内クレジット制度においては、京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保することとしており、各排出削減事業に係る追加性の有無については、当該事業において導入される排出削減設備の「投資回収年数」が、概ね3年以上か否か等を目安として判断を行っている。一方、国内クレジット制度の運営開始から3年以上が経過し、事業の承認件数が約1,000件となり、定型的な事業も増えてきている状況にある。
- ・J-VER制度では、個別プロジェクトにおける追加性の判断に当たって、京都メカニズムクレジットで採用されている障壁分析の手法（事業者により個別のプロジェクトごとに、その実施を阻害する障壁の説明を求める手法）を採用した場合、円滑な審査プロセスを阻害するおそれがあることから、ポジティブリスト方式を採用。これは、積極的に促進支援すべきプロジェクト種類の一覧（ポジティブリスト）を予め策定し、一定の条件（適格性基準）を満たすプロジェクトを登録する方式であり、これにより、個々のプロジェクト事業者による追加性の立証を代替するもの。
- ・新制度において、ポジティブリスト方式を採用すべきか。

＜系統電力の排出係数について＞

- ・国内クレジット制度においては、小規模電源の導入等により系統電力を代替するプロジェクトを実施した場合における排出係数について、電力需給変化が起こる期間を考慮し、移行限界電源方式（一定の移行期間を設定したうえで、限界電源排出係数及び全電源平均排出係数を併用する方式）を試行的に採用している。
- ・J-VER制度においても、国内クレジット制度と同様に、移行限界電源方式を試行的に採用している。
- ・上記を踏まえ、新制度においても、同様の方式を採用すべきか。

- ・**新設プロジェクトの考え方は、ベースライン・アンド・クレジットの考え方を徹底するか、実排出量を考慮するかという哲学的な問題であり、きちんと議論すべき。（大塚委員）**
- ・**新クレジット制度における方法論の調整は大変な作業になると思うが、J-VERの方法論の特徴をご紹介させていただくと、保守性という観点から、更新プロジェクト**

に限定していること、ベースライン排出量は既存の施設の最大容量を上限としていること等が挙げられる。新設プロジェクトを対象としなかった理由としては、京都議定書の目標の下で、本来多くの主体が何らかの義務を負っており、施設の新設の際には、できる限り高効率性のものを入れるべきであり、そこにクレジットを生む余地はないという解釈があったのではないかと理解している。(新澤委員)

- ・中小企業のインセンティブを確保する観点から、新設プロジェクトは新クレジット制度でも対象にしてほしい。(宮城委員)
- ・制度を活性化する観点からは、信頼性と確実性に加え、利便性を重視する必要があるため、保守的でありつつ手続きは簡略化されたポジティブリスト方式のような制度設計とするのが望ましいのではないかと。(新美委員長代理)
- ・C O P 1 7 で合意された伐採木材製品についてもどのようにクレジット化できるか今後考えてもよいのではないかと。(小林委員)
- ・農業分野の排出削減・吸収事業には、温暖化対策だけでなく持続可能な農業の確立といったコベネフィットの効果もあり、市場に対する厳格性を失わないようにしながら、農林水産業者が取り組みやすい制度にし、着実に進めていく必要がある。(荏林委員)

○地方公共団体との関係

- ・J－V E R 制度においては、地方の事業者にとってより身近な都道府県が運営するため、申請などの各種手続きが容易となり、排出削減・吸収プロジェクトの普及につながることから、都道府県 J－V E R 制度を実施。
- ・現在のところ、都道府県 J－V E R は、J－V E R と異なり、温対法の算定・報告・公表制度への活用は認められていない。
- ・現在、都道府県 J－V E R 制度により地域の取組が進んでおり、クレジットの地産地消や地域資源の活用による温室効果ガス削減の取組により、地域活性化にもつながるものとして期待が大きいことを踏まえ、地域での取組との関係をどう考えるか。
- ・また、現在政府として取り組んでいる二国間オフセット・クレジット制度においては、中央集権的な国連の C D M だけでなく、柔軟かつ迅速な対応が可能な分権的な制度を構築し、全世界共通の取組である C D M とは、利点を補いつつ併存する制度を目指している。このような考え方を踏まえ、国内においても、国の管理する新制度とは別に地域の分権的な取組をどのように進めべきか。こうした取組により認証されたクレジットについても、活用先は幅広く考えるべきではないか。
- ・地域経済を活性化する観点から、新クレジット制度においても都道府県 J－V E R 制

度と森林吸収プロジェクトの継続をお願いしたい。(田海委員)

- ・森林吸収プロジェクトによるクレジットの地産地消のみならず、排出削減プロジェクトにおいても、同様に地産地消が大事だと考えており、地産地消を推進するにあたっては事業者に近い地方自治体の役割が重要になってくるのではないかと。(松橋委員)

○移行措置

- ・現行の制度の下で承認された①方法論、②事業及び③その事業から創出されるクレジットの新制度の下での扱いについて整理が必要。
- ・①の方法論については、新制度においては、両制度の方法論を統合した新制度の下で承認された方法論によって事業の承認を行うべきではないか。ただし、新制度における方法論の整備にかかる期間を考慮した措置を講じる必要がある。
- ・②の現行の制度の下で承認された事業及び③のその事業から創出されるクレジットの新制度の下での扱いについては、両制度に参加してきた事業者が不利益を被ることなく、極力手続上の負担も生じないような措置を取ることが望ましい。
- ・このうち②の承認・登録済み事業の取扱いについては、現行の方法論の下で承認・登録された事業を新制度の下でも一定期間継続させることを認めるのか、新制度の方法論に整合的な事業として再承認が必要となるのか、等について検討が必要である。
- ・また、③の現行制度の下で発行されたクレジットの扱いについては、国内クレジットについては、自主行動計画の最終的な評価・検証が行われる期間までは活用可能とする必要がある。その他の目的に使用されるクレジットの新制度での扱いについて、事業者の利益を考慮した形での検討が必要である。
- ・移行措置については、両制度に参加してきた事業者が不利益を被ることがないように十分に配慮してほしい。(大塚委員)

○制度の終期

- ・中期目標の期限やカンクン合意の期間を踏まえると、新制度は2020年までとするべきではないか。